



平成30年7月4日

各 位

会 社 名 株式会社SRAホールディングス
代表者名 代表取締役社長 鹿 島 亨
(コード：3817、東証第一部)
問合せ先 管理本部長 平田 淳史
(TEL 03-5979-2666)

当社子会社の訴訟の決定（上告受理申立て不受理決定）に関するお知らせ

当社子会社である株式会社SRA（以下、「SRA」という。）が株式会社ハピネット（以下、「ハピネット」という。）に対して提起した損害賠償等請求訴訟およびハピネットがSRAに対して提起した業務委託料返還等請求訴訟について、平成30年7月3日付で、最高裁判所より、本件を上告審として受理しない旨の決定が通知されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本判決による影響は、現在精査中であります。
開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

記

1. 上告受理申立ての不受理決定があった裁判所および年月日

- (1) 裁判所 : 最高裁判所
- (2) 決定年月日 : 平成30年7月3日

2. 決定の内容

- (1) 本件を上告審として受理しない。
- (2) 上告受理申立費用は申立人の負担とする。

3. 訴訟の原因および提起に至った経緯

SRAは、ハピネットとの間で締結した「新基幹システム構築」に関する開発委託契約および関連する複数の契約に基づき、作業を進めておりましたが、ハピネットは、SRAの作業停止を指示するとともに、代金の支払いを拒否しました。そのため、司法に判断を委ねることが妥当として、平成23年3月31日に訴訟を提起したものです。

当社は、本件をソフトウェア開発ビジネスの根幹に関わる重要なものであると認識し、控訴審判決の内容を精査した結果、最高裁判所に上告受理の申立てを行いました。

4. 関連する過去の開示

「当社子会社による上告受理の申立てに関するお知らせ」（平成29年12月27日）

<http://www.sra-hd.co.jp/Portals/0/ir/others/20171227.pdf>

以 上